

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県旭市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。</p> <p>番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報入手し資格情報を管理する。</p> <p>②被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>③宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報等の取得事務</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、健康管理システム、高額療養費支給システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険情報ファイル (2)賦課・収納情報ファイル (3)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の44、135の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2・3・6・13・27・42・48・56・65・69・83・87・115・125・131・137・141・158・161・164・165・166・173</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69・70・71</p> <p><オンライン資格確認> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認に係る機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保険年金課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5331
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ー]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得に努め、申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会においても、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、国民健康保険システムへの入力や個人番号等の記載がされた申請書等の保管、廃棄の際も、複数人で確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象となるシステムや機能へのアクセス可能な職員は、ID・パスワードにて認証管理をしており、年度ごとに職員の権限を見直している。また、機能の使用履歴を記録し、不正使用の無いよう管理しており、元職員やアクセス権限の無い職員等によって不正に使用されるリスクへの対策は十分と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-① 部署	旭市役所保険年金課国民健康保険班	保険年金課	事後	
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	渡邊 満	保険年金課長 高木 松夫	事後	
平成28年4月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 旭市役所 総務課 庶務行政班	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5310	事後	
平成28年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 旭市役所 総務課 庶務行政班	保険年金課 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5331	事後	
平成28年4月1日	II-1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	II-2 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	保険年金課長 高木 松夫	保険年金課長 遠藤 茂樹	事後	
平成29年4月1日	II-1 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II-2 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	保険年金課長 遠藤 茂樹	課長	事後	
平成31年4月1日	II-1 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II-2 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月15日	I-1-② 事務の概要	(なし)	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」	事前	
令和2年9月15日	I-1-② 事務の概要	(なし)	「オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号」	事前	
令和2年9月15日	I-1-③ システムの名称	(略)	(略)、医療保険者等向け中間サーバ等	事前	
令和2年9月15日	I-3 個人番号の利用	(略)	(略)	事前	
令和2年9月15日	I-4-② 法令上の根拠	(略)	(略)	事前	
令和3年4月1日	II-1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II-2 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月26日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5310	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310	事後	
令和3年4月26日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保険年金課 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5331	保険年金課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5331	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月15日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和4年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090	事後	
令和4年4月1日	II-1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II-2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090	事後	
令和5年9月15日	II-1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	II-2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年10月10日	I-1-② 事務の概要	追加記載	(略) ④情報提供ネットワークシステムを通じて公金	事後	
令和5年10月10日	I-3 個人番号の利用	追加記載	(略) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため	事後	
令和5年10月10日	I-4-② 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	追加記載	(略) (別表第二における情報照会の根拠)	事後	
令和8年3月23日	I-1-②事務の概要	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備」)	オンライン資格確認等に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認」という。)	事後	
令和8年3月23日	I-1-③システムの名称	ACROCITY、健康カルテ、高額療養費支給システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバ等	国民健康保険システム、健康管理システム、高額療養費支給システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和8年3月23日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第30の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条、 第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の 提供の要求) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表の44、135の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第 2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月23日	I-4-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)に「医療保険者又は市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」の記載で、法令において国民健康保険法が規定されている項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項) ・第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(46項) <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27、42、43、44、45項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2・3・6・13・27・42・48・56・65・69・83・87・115・125・131・137・141・158・161・164・165・166・173(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69・70・71</p> <p><オンライン資格確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認に係る機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和8年3月23日	II-1対象人数	令和5年9月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月23日	II-2取扱者数	令和5年9月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月23日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策	-	(項目追加)	事後	
令和8年3月23日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	-	(項目追加)	事後	